

令和2年第5回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年5月12日(火)

午後1時30分開会

第一会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第23号	小金井市図書館協議会委員の委嘱について
第3	報 告 事 項	1 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について
		2 その他
		3 今後の日程

議案第23号

小金井市図書館協議会委員の委嘱について

小金井市図書館協議会条例第1条に定める小金井市図書館協議会委員（第16期）を別紙のとおり委嘱する。

令和2年5月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

小金井市図書館協議会条例第3条第1号に定める委員（学校代表者）が、異動に伴い令和2年3月31日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

第16期小金井市図書館協議会（補欠委員）名簿

任 期 令和2年 4月 1日から
令和3年10月31日まで

氏名	住所	推薦団体
かわい 川井 まさよ	小金井市中町1-8-25 (第二中学校)	小金井市立 小・中学校校長会

○小金井市図書館協議会条例

平成元年3月4日条例第3号

改正

平成17年3月2日条例第7号

平成23年9月22日条例第16号

小金井市図書館協議会条例

(設置)

第1条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

2 前項第6号の委員は、公募によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会教育委員	日額	7,600円
--------	----	--------

を

「

社会教育委員	日額	7,600円	
図書館協議会	会長	日額	8,400円
	委員	日額	7,600円

」

に改める。

付 則（平成17年3月2日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の組織から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成13年11月1日以降の任期についても通算して適用する。

付 則 (平成23年9月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市図書館協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員の組織から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

平成11年4月13日制定

改正

平成13年9月1日

平成17年7月12日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成23年11月1日

平成24年12月4日

小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び小金井市図書館協議会条例（平成元年条例第3号）第3条の規定に基づき、小金井市図書館協議会委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 学校の代表者 小金井市立小中学校長会に対し、候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係団体の代表者 当該年度の小金井市社会教育関係団体の内、青少年育成館関係団体、女性問題関係団体、福祉・ボランティア・環境関係団体、及び学習・研究等各種団体に対し、候補者の推薦を依頼する。

(3) 社会教育委員 社会教育委員の会議に対し、候補者の推薦を依頼する。

(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 小金井市立小中学校PTA連合会等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 前条に基づき推薦があった候補者及び第2条第5号に規定する学識経験者3人以内は学者等を含め、小金井市図書館協議会委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第6号の委員は、公募によるものとし、選考方法については別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第2条第1号から第4号までに規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月13日から施行する。

付 則（平成13年9月1日）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則（平成17年7月12日）

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の選出から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年11月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱する委員の選出から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成24年12月4日)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

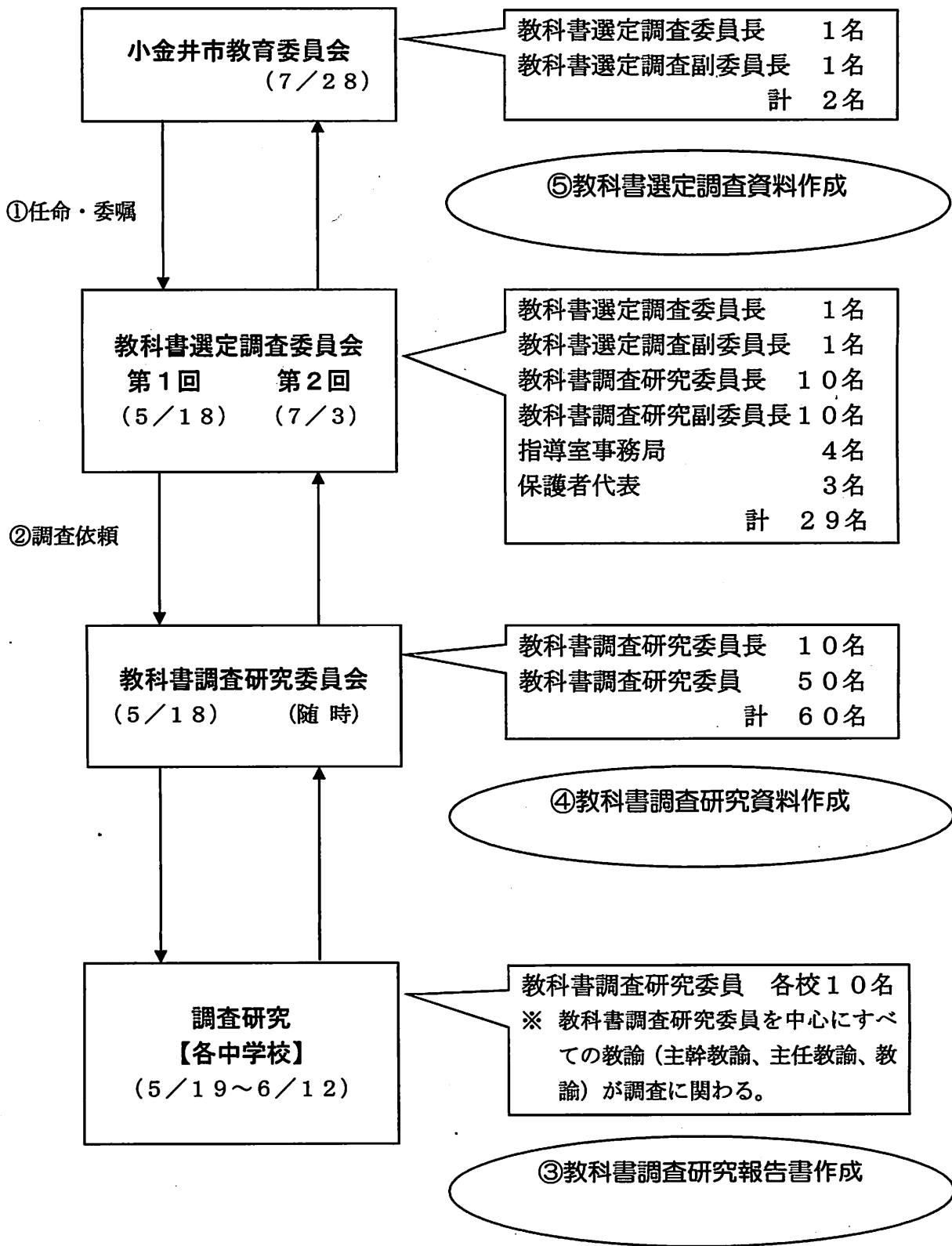
令和 2 年 5 月 1 2 日

学校教育部指導室

令和 3 年度使用中学校教科用図書採択にかかる主な予定

令和 2 年	内 容
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 2 日 教育委員会において、教科書選定に関する日程の概略報告 ○ 教科書採択にかかわる事務・日程等についての理解
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の趣旨の理解 ○ 中旬 教育委員へ見本本の配布 ○ 各自で見本本の調査研究（※随時、個々に指導主事に質問）
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上旬 教科書選定調査資料の配布 ○ 1 4 日 教育委員会において、令和 3 年度使用中学校教科書の採択方針等の概要報告 ○ 各自で教科書選定調査資料の研究（※随時、個々に指導主事に質問） ○ 2 8 日 教科書採択のための教育委員会

【 各委員会の関係図 】



教育委員会の今後の日程

令和2年5月12日

会 議 名	日 時	場 所
第6回教育委員会定例会	5月26日(火) 午後1時30分	未 定
第7回教育委員会定例会	7月14日(火) 午後1時30分	801会議室
第8回教育委員会定例会	7月28日(火) 午後1時30分	第1会議室